

第7回 公認心理師試験の受験申込に必要な証明書の発行申請について

第7回公認心理師試験(試験日:2024年3月3日)の受験申込に必要な証明書の発行を希望される方は、以下の手順に従い、申請してください。なお、申請にあたっては、必ず、ご自身で＜証明書申請要件＞を有しているかどうかをご確認のうえ、申請してください。個々の申請資格有無のお問い合わせには応じられません。

＜証明書申請要件＞

(1) 修了証明書・科目履修証明書(大学院用)

以下の①②両方の要件を満たした場合のみ、証明書の発行申請が可能です。

- ① 早稲田大学大学院人間科学研究科に1997年度以降に入学していること
- ② 早稲田大学大学院人間科学研究科の修士課程を修了していること

ただし、証明書発行の対象は、本研究科による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者(※)に限定します。

※2017年9月15日より前に入学し、公認心理師の資格取得に関する経過措置(公認心理師法附則第2条)の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第2条で定める科目を履修済みの者。

(2) 卒業証明書・科目履修証明書(大学用)

以下の要件を満たした場合に、証明書の発行申請が可能です。

- ・早稲田大学人間科学部を卒業していること

ただし、証明書発行の対象は、本学部による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者(※)に限定します。

※公認心理師の資格取得に関する経過措置(公認心理師法附則第2条)の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目を履修済みの者

＜申請期間＞ **2023年11月6日(月)9時～ 2023年12月15日(金)17時 ※厳守**

＜申請手順＞

- ① 以下の申請フォーム URL より必要事項を入力してください。

<https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=dXp0UIk06pOunYLCRFfPBw>

※2024年3月に人間科学研究科を修了予定の在学生は、申請フォームのURLが異なります。＜大学院人間科学研究科 修了見込者向け＞の申請フォームから申請してください。

- ② 証明書発行可否について、メール等でご連絡いたします。申請者のうち、証明書発行が可能な対象者には、手数料納入方法および証明書受取り方法等についてご案内いたします。

※個々の履修状況による読替可否等の確認に時間を要するため、申請フォーム入力後、証明書の発行可否についての返信には、約10日(事務所開室日基準)程かかる可能性があります。十分に余裕を持って申請してください。

※科目の読替の可否は、当該科目の受講年度や担当教員によって異なります。

※証明書発行対象外の申請者におきまして、個々の科目の読替結果に関する問い合わせには応じられません。

※申請フォーム以外の電話、メール等による申請は受け付けません。

※公認心理師試験の概要・受験申込方法等についての質問には応じられません。日本心理研修センターより発行の「受験の手引き」等、各自ご確認ください。(日本心理研修センター <https://www.jccpp.or.jp/shiken.cgi>)

※「修了証明書・科目履修証明書」に記載の内容は全て在学時の情報に基づきます。修了後の氏名の変更等については、各自ご対応ください。(参考:<https://www.jccpp.or.jp/faq.cgi>)

以上

2023年10月16日公開

早稲田大学 所沢総合事務センター

公認心理師 問い合わせ専用アドレス: psychology19@list.waseda.jp